

日時：H29.1.19（木）10:00～12:00

場所：会議室1001（那覇市役所10階）

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

「こどものみらい応援プロジェクト～子どもの貧困対策～」について

（取組み事例）

（1）子どもの貧困を支える財政的な支援について（国補助金・県交付金、市基金創設等）

[説明担当部：こどもみらい部 子育て応援課]

（2）地域の中の子どもの居場所、居場所運営事業等 の取組みについて

[説明担当部：福祉部 保護管理課]

（3）学校現場から、子ども寄添支援員・むぎほ学級 の取組みについて

[説明担当部：学校教育部 教育相談課]

※関係部として、生涯学習部も同席予定

4 その他

（1）会議議事録の公表、次回会議日程等について

5 閉会

◇総合教育会議 構成員

職名	氏名	任期
教育委員 (委員長)	神村 洋子	平成26年4月8日～平成30年4月7日
教育委員 (委員長職務代理者)	本仲 範男	平成27年10月5日～平成31年10月4日
教育委員	饒波 正博	平成26年1月5日～平成30年1月4日
教育委員	比嘉 佳代	平成28年4月4日～平成32年4月3日
教育委員 (教育長)	渡慶次 克彦	平成26年4月8日～平成30年4月7日
市長	城間 幹子	平成26年11月18日～平成30年11月17日

子供の貧困対策に関する大綱について

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8% (平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80.6% (正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率: 91.3% (正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)
など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実(※)
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減(※)
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入(※)
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進(※)
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援(※) など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援(※)
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開(※) など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

沖 縄 県 教 育 大 綱

平成 2 7 年 1 1 月
沖 縄 県

- (7) 離島・へき地教育については、地域の特性を生かし、幼児児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な活動を取り入れた学習により、地域の良さを知り地域への誇りと愛着を持たせる。
- (8) 魅力ある学校づくりを推進するために、地域に開かれた学校、教職員としての使命感、資質・能力を向上するための教職員研修の充実、学校教育の基盤となる施設・設備の充実を図る。
- (9) 児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進するため、消費者としての基本的な権利や責任についての理解を深めるなど、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

3 多様化、高度化する社会の変化に対応した教育の推進 (国際社会・情報社会等への対応)

- (1) グローバル化に対応し、本県の地理的条件・歴史的経験を生かした広い視野に立ち、アジア・太平洋地域における拠点として、高い国際性や専門性に富む人材の育成を図るため、小・中・高校生等の外国語教育（英語、中国語、その他）や国際理解教育を推進する。
- (2) リーディング産業である情報通信産業をより発展していく専門的な知識と技術を持った人材の育成につながるよう、子どもたちの情報活用能力を育成する。
- (3) 次代の科学技術を担い、沖縄から世界に羽ばたく研究者や技術者となる人材を育成するために、地域の研究機関や大学院大学等との連携を深める等、児童生徒の科学技術への興味・関心を育み、豊かな感性と創造力の向上を図る。

4 教育の機会均等を図るための子どもの貧困対策の推進 (子どもの貧困対策の推進)

- (1) すべての子どもが最低限享受すべき生活や教育の機会を権利として保障する観点から、子どものライフステージに即し、支援を必要とする子どもの状況に応じた切れ目のない施策を総合的に推進する。
- (2) 潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会を創るとともに、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指し、次世代の沖縄を担う人材の育成に取り組む。

- (3) 教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携及び経済的支援を通して、総合的に対策を推進する。
- (4) 貧困状態にある子どもの保護者に対しては、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの充実に取り組む。
- (5) 子どもの貧困対策を推進するにあたっては、国、沖縄県、市町村、教育・福祉関連団体、民間企業等が連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ながら、子どもの貧困対策を推進する。

5 地域を大切に、誇りに思う健全な青少年の育成 (青少年の健全育成)

- (1) ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動、伝統行事等への参加を推進するとともに、「地域の子は地域で守り育てる」という共通認識の下、社会性・規範意識を高めるため社会教育施設の整備・充実を図る。
- (2) 本県の社会的特性である「ユイマールの心」を生かし、学校と家庭・地域社会との連携体制を構築して積極的に子どもたちを支援する取組を促進し、地域社会全体の教育力を向上させる。
- (3) 学校、警察、地域の連携により、少年の非行防止、立ち直り支援等を図り、非行少年を生まない社会づくりを推進する。
- (4) 「沖縄県いじめ防止基本方針」の適切な運用を通して、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、「いじめの未然防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」を地域や家庭、関係機関の実効的な連携の下、総合的かつ効果的に推進する。

6 家庭・地域の教育機能の充実 (社会教育の充実)

- (1) 県民の生き生きした社会教育活動を支援し、時代のニーズに即した学習活動に対応するため、公民館や図書館、青少年教育施設等の整備・充実による社会教育基盤の整備を推進するとともに、地域住民の関心の高い分野に関する学習機会の提供や社会教育指導者等の育成に向けた支援など、地域における教育機能の充実を図る。

沖縄子供の貧困緊急対策事業

説明資料(1)

平成28年度予算案(新規) : 10億円(補助率10/10)

事業概要

- 全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施する。
- 平成28~30年度の3年間はモデル事業として実施することを想定
- 子供の貧困の問題について、今後の沖縄振興計画期間中(平成28~33年度)を「集中対策期間」とし、地域の実情を踏まえた対策に集中的に取り組む

①子供の貧困対策支援員の配置

<課題>

沖縄の子供が置かれている状況は極めて深刻であるにもかかわらず、行政の支援が行き届いていない。また、子供の貧困の背景には、様々な課題があるため、関係者間で情報共有や役割分担を行い、円滑な連携体制を構築することが必要である。

<事業概要>

子供の貧困対策支援員が、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う。また、居場所の担い手を確保するなどして、新たな子供の居場所づくりの準備等を行う。

【実施主体】市町村(支援員の研修は県)



②子供の居場所の運営支援

<課題>

沖縄では、日中及び夜間の居場所がないことにより、街を出歩き、登校に支障が生じたり、非行行動に至るなどの問題を抱える子供が多い。

<事業概要>

子供の居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を随時行う。

- ・地域の実情に応じ、放課後から深夜まで開所することも想定。
- ・ひとり親世帯の子供などに限定せず、居場所を必要とする子供を対象とする。

【実施主体】市町村



居場所づくりを準備

子供を居場所に仲介

支援を要する子供の情報を提供

事業成果を検証・普及

③事業の成果の分析・評価・普及

沖縄県が、各市町村担当者や事業実施主体から、支援員の配置及び居場所の運営支援の事業報告を受け、成果を取りまとめて分析・評価を行うとともに、報告会を開催し、県内市町村への好事例の普及を図る。

【実施主体】県



翌年度の事業に反映

沖縄県子どもの貧困対策推進基金を財源とした
「沖縄県子どもの貧困対策推進交付金」
について

市町村説明会資料

平成28年5月30日

沖縄県子ども生活福祉部

青少年・子ども家庭課 子ども未来政策室

1 沖縄県子どもの貧困対策推進交付金の概要

- 市町村の子どもの貧困対策に資する取組み強化のため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を財源として、県が市町村に財政支援を行うための交付金を創設する。【期間：H28年度～H33年度】
- 交付金には、基金総額30億円のうち27億円を充てることとする。（3億円は県事業に活用。）

交付対象事業

「沖縄県子どもの貧困対策計画」の重点事業及び市町村の要望を踏まえ、次の5事業を交付対象事業とする。

- ①就学援助の充実を図る事業
- ②放課後児童クラブの利用料負担軽減を図る事業
- ③子どもの貧困対策に資する独自（単独事業）
- ④国庫補助事業を活用し、子どもの貧困対策に資する事業
- ⑤子どもの貧困対策に資する事業実施に必要な臨時・非常勤職員等の配置

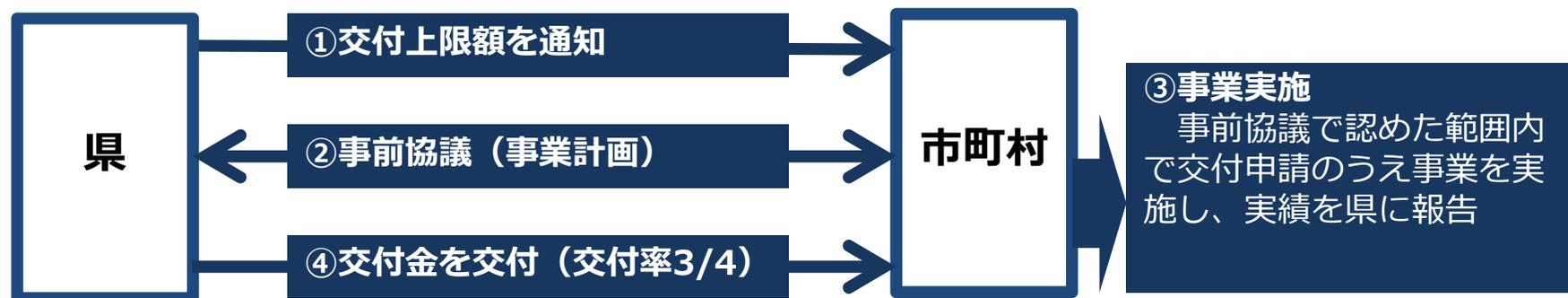
交付上限額の設定

県内市町村にバランスよく交付金を配分するため、各市町村ごとの交付上限額（6年間分の総額）をあらかじめ設定する。

交付上限額（27億円）
= 基本枠（24億円）+ 特別加算（3億円）

※基本枠の算定は、ソフト交付金の算定方法をベースとした。
※特別加算は、就学援助率の実績に応じH31年度に追加配分を行うもの。

<スキーム>



3 交付上限額（平成28年度～平成33年度の合計額）

（単位：千円）

	基本枠		
	均等割	指標に基づく 算定分	
那覇市	3,000	431,340	434,340
宜野湾市	3,000	138,711	141,711
石垣市	3,000	85,897	88,897
浦添市	3,000	177,064	180,064
名護市	3,000	101,332	104,332
糸満市	3,000	93,621	96,621
沖縄市	3,000	210,292	213,292
豊見城市	3,000	95,003	98,003
うるま市	3,000	182,886	185,886
宮古島市	3,000	87,062	90,062
南城市	3,000	59,587	62,587
国頭村	3,000	18,291	21,291
大宜味村	3,000	9,172	12,172
東村	3,000	9,168	12,168
今帰仁村	3,000	17,070	20,070
本部町	3,000	21,531	24,531
恩納村	3,000	16,837	19,837
宜野座村	3,000	12,713	15,713
金武町	3,000	20,020	23,020
伊江村	3,000	11,048	14,048
読谷村	3,000	63,154	66,154
嘉手納町	3,000	21,916	24,916
北谷町	3,000	43,496	46,496
北中城村	3,000	25,496	28,496
中城村	3,000	26,698	29,698
西原町	3,000	53,933	56,933
与那原町	3,000	27,023	30,023
南風原町	3,000	58,634	61,634
渡嘉敷村	3,000	6,508	9,508
座間味村	3,000	7,015	10,015
粟国村	3,000	5,929	8,929
渡名喜村	3,000	5,222	8,222
南大東村	3,000	7,762	10,762
北大東村	3,000	5,996	8,996
伊平屋村	3,000	7,779	10,779
伊是名村	3,000	7,300	10,300
久米島町	3,000	18,814	21,814
八重瀬町	3,000	43,888	46,888
多良間村	3,000	7,604	10,604
竹富町	3,000	26,058	29,058
与那国町	3,000	8,125	11,125
市町村計	123,000	2,277,000	2,400,000

+ 3億円 = 27億円

特別加算
300,000

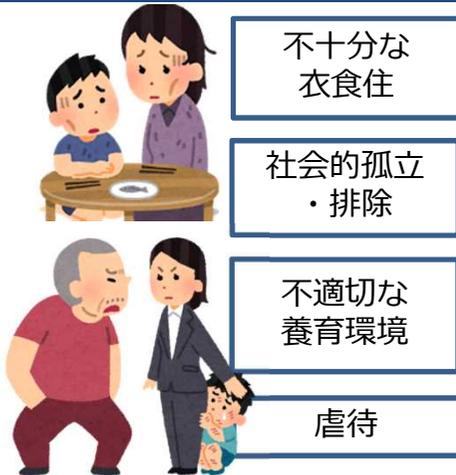
4 交付金により見込まれる主な効果

貧困状態で暮らす
子どもの課題の例

交付金により促進される
主な市町村の取組み例 (H28~H33)

交付金の効果

①子どもが健やかに育成される環境の整備



放課後児童クラブ保育料の負担軽減
(実施市町村数: 5市町村⇒25市町村)

子どもの居場所設置のための施設改修
(設置数: 22市町村、91カ所⇒増加)

子ども食堂への支援
(子ども食堂設置数: 92カ所⇒増加)

養育訪問相談支援の強化
(実施市町村数: 17市町村⇒22市町村)

貧困状態が子どもの
生活と成長に与
える悪影響の解消、
低減、予防



②教育の機会の確保



就学援助の充実
(就学援助率: 19.65%⇒約30%)

無料塾の設置
(設置市町村数: 35市町村⇒41市町村)

子ども達が、生
まれ育った環境
に左右されるこ
となく、夢や希
望を持って成長



沖縄県子どもの貧困対策推進交付金対象事業について

子育て応援課作成

推進交付金交付期間：平成28年度から33年度までの6年間

那覇市割当額：434,340千円

平成28年度

単位：千円

事業名称	概要	所管課	内容	交付金	対象事業費	対象経費	一般財源									
小・要準等児童就学援助費 中・要準等生徒就学援助費	就学援助の充実事業 (新入学費の小中の 支給単価増額)	学務課	入学時におけるランドセルや制服等の購入にかかる経済的負担軽減を図るため、新入学学用品費等の支給額を引き上げる。平成28年度から引き上げた給食費も対象。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現 行</td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td style="text-align: right;">20,470円</td> <td style="text-align: right;">23,000円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: right;">23,550円</td> <td style="text-align: right;">37,000円</td> </tr> </table> ※ 給食費の増額(平成28年度4月から) ・小学生、月額4,300円を4,500円に増額 ・中学生、月額4,800円を5,000円に増額		現 行	変 更 後	小学校	20,470円	23,000円	中学校	23,550円	37,000円	19,869	54,708	26,493	6,624
	現 行	変 更 後														
小学校	20,470円	23,000円														
中学校	23,550円	37,000円														
給食費に係る補足給付事業	認定子ども園・給食費に係る補足給付事業減免	こどもみらい課	認定子ども園においては給食提供に要する費用は実費徴収となっており、低所得世帯の経済的負担が大きいことから給食費の一部補助を行い経済的負担軽減を図る。	1,039	1,386	1,386	347									
子供の貧困対策支援事業	ボランティア団体等 中間支援	保護管理課	子ども食堂等を実施するボランティア団体等の情報を収集し、課題に対する支援の他、団体どうしの連携及び民生委員や自治会等との連携を図るため中間支援事業を行う。	1,738	2,319	2,319	581									
	非常勤職員の配置	保護管理課	業務増加分に対応するため非常勤職員1人を増員	946	1,896	1,262	316									
合 計				23,592	60,309	31,460	7,868									

那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金条例

(設置)

第1条 こどものみらい応援プロジェクト(こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備し、及び教育の機会の確保を図るため、こどもの貧困対策を推進する施策をいう。)の実施に資することを目的として、那覇市こどものみらい応援プロジェクト推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の施策の実施に要する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

報 告 書

平成28年11月10日
事務局：子育て応援課

こどものみらい応援プロジェクトが、社会全体の継続的な活動として定着するよう、支援活動を行う団体のほか、関係する団体・機関の幅広い連携を構築するために、すでに支援を実践されている皆さん、あるいは、これから実践されようとしている皆さんが顔を合わせ、言葉を交わし、幅広い情報共有を図りその連携をより広げ、深められるよう「こどものみらい応援プロジェクト情報交換会」を開催しました。その会の開催状況について報告します。

1 開催概要

- (1) 日時 平成28年10月22日(土) 14:00～18:00
- (2) 場所 牧志駅前ほしぞら公民館(ホール)
- (3) 参加者・スタッフ合わせ 約130名
 - ① 支援活動を行っている市民団体等：26名
 - ② 寄り添い支援員等行政関係者(市・県)：35名
 - ③ 関心のある企業・団体、那覇市社会福祉協議会、まちづくり推進協議会：21名
 - ④ 民生員：30名
- (4) 進行協力 日本ファシリテーション協会沖縄サロン有志の皆さん：6名

2 会進行

- (1) 第一部 基調講演 14:10～15:30 開会
[講義形式]
 - ① 市長により基調講演・こどもの貧困対策について(学校プラットフォーム)
 - ② 活動状況の報告(支援員、居場所事業、学校現場 それぞれ各1名報告)
- (2) 第二部 情報共有 15:30～17:45
[講義形式から椅子配置変更]
 - ① 情報交換(テーマを3題を基に)
 - ② 情報共有の振り返り(ワールドカフェ形式による情報交換)
- (3) 第三部 自由な情報共有空間 17:45～18:00
一旦会を閉じた後、第二部でまとめた気づきのペーパー等を会場に張りだし、出自由な情報交換の場を設定※那覇市の中間支援事業等のお知らせ

3 その他(報告書に添付している資料)

- (1) 情報交換会後参加者への配布資料：参加団体一覧、居場所リスト、市事業お知らせチラシ等
- (2) グループワーク、まとめの状況：模造紙や各自まとめから市民意見のリスト作成
- (3) 参加後のアンケート結果(支援員等)：フィードバックシートのまとめ
- (4) その他：参加者名簿

説明資料 (2)

支援員の配置状況 (H28年度)

名称	(1) 寄添い支援員	(2) 子ども自立支援員	(3) 児童自立支援員	(4) 子育て世帯自立支援員
①支援員の配置予定人数	18人	8人	5人	1人
②支援員の配置予定場所	那覇市教育相談課に配置※近隣に執務室(賃借)を設置。	那覇市保護管理課事務室内	那覇市保護管理課事務室内	那覇市子育て応援課事務室内
③支援員の勤務形態	非常勤(週4日) 8:30~17:00	非常勤(週5日) 9:00~16:00、10:00~17:00	非常勤(週5日) 9:00~16:00、10:00~17:00	非常勤(週5日) 9:00~16:00
④支援員の実施形態	直接実施	直接実施	直接実施	直接実施
⑤支援の対象者	準要保護等の支援を要する児童生徒や、不登校等から将来貧困になる恐れのある小中学生。	主に生活保護世帯の小中学生(必要に応じて準要保護世帯の小中学生)	主に生活保護世帯の中高校生(必要に応じて準要保護世帯の小中学生)	主に子育て支援室に相談に上がる就学前の児童及び保護者
⑥支援員の募集方法	那覇市HP掲載、ハローワーク求人、大学教授等への依頼	特定の個人への就任依頼、公募、ハローワークで求人	特定の個人への就任依頼、公募、ハローワークで求人	特定の個人への就任依頼
⑦支援員の採用に關する条件	社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者。教育・福祉分野に關わる職業経験や活動経験を有する者。	臨床心理士、教諭資格者、保育士又はそれと同等以上の知識を有する者	臨床心理士、教諭資格者、保育士又はそれと同等以上の知識を有する者	臨床心理士、社会福祉士 大学卒で、教育学的しくは社会学等を専修したもの 2年以上児童福祉事業に従事した者
⑧支援員の活動をバックアップする仕組み	県及び市開催の研修・会議等。貧困対策庁内推進会議。学務課(就学援助所管部署)等と連携。教育相談課配置の臨床心理士や指導主事等の専門職員との連携・調整。	毎週、支援調整会議を開催。必要時にはその都度対応。研修の開催。補助金交付団体との連携会議の開催。他事業の支援員との連携会議の開催。他市の支援員との連携会議の参加。協議会への参加等	毎週、支援調整会議を開催。必要時にはその都度対応。研修の開催。補助金交付団体との連携会議の開催。他事業の支援員との連携会議の開催。他市の支援員との連携会議の参加。協議会への参加等	・県及び市開催の研修等 ・支援室内で支援調整会議を開催し必要に応じてスーパーバイズを入れる。 ・要対協表務者会議

那覇市で実施している子どもの居場所事業（H28年度）：内閣府 沖縄子供の貧困緊急対策事業

	1	2	3	4	5
事業名	居場所型学習支援事業（委託事業）	子どもの包括的自立促進支援事業（委託事業）	公共施設管理団体等が実施する子どもの居場所運営（補助事業）	ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業（補助事業）	子ども貧困対策居場所運営支援事業（直営）「むぎほ学級（自立支援教室）」
事業概要・目的	個々の学習レベルに合わせた個別学習支援を中心に登校喚起のためのキャリア教育や生活改善支援を行う。また、より安心して勉強に集中できる環境を整えるために夕食（軽食）の提供を行っている。 本庁・小保地区と首里・真和志地区2ヶ所で実施	問題が複雑・多様化した様々な要因などで引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯（生活保護世帯を含む）の子どもを対象に、安心して過できる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援、就労支援等包括的な支援を行う。	児童館、公民館等の公共施設を利用して子どもの居場所を提供することや、市内の貧困状態にある子どもや将来的に貧困に陥る可能性がある子ども等の自立に向けた活動に取り組む団体の事業運営に対し支援を行う。 2団体に補助	より子どもの身近な場所で地域の市民が主体となって居場所を提供することで、市内の貧困状態にある子どもや将来的に貧困に陥る可能性がある子ども等の自立に向けた活動に取り組む団体の事業運営に対し支援を行う。 16団体に補助	貧困家庭の不登校の小中学生に対して、様々な体験活動（調理実習、栽培、創作、奉仕、職場体験等）や学習支援等。アウトリーチや巡回支援（家庭、むぎほ学級、学校等）を行う。
開所日時	月～金の週5日、午後2時00分から午後9時00分	月～金の週5日、午前10時00分から午後6時00分	団体によって異なる	団体によって異なる	平日の午前9時～午後3時30分。
支援対象者	対象者：生活困窮世帯の中学1年生～中学3年生 1箇所、定員100人（一日あたり30～40人想定） 2箇所で定員200人	経済的貧困、社会的貧困、文化的貧困の3つの貧困を抱え、引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯の子ども（概ね10歳から18歳）30人程度	主に児童館・公民館等公共施設に通う生活困窮世帯の児童生徒	主に実施団体の地域で生活する生活困窮世帯の児童生徒	貧困家庭の小中学生を中心に、不登校など将来的に貧困になる恐れのある子どもたち。年間約30～40名の小中学生。
運営主体	委託：NPO法人 エンカレッジ	委託：NPO法人 沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい (kukulu)	公益社団法人 那覇市母子婦福祉会（さくら） 社会福祉法人 わかめ福祉会（久場川児童館、産産児童館）	任意団体、NPO等16団体	直営：那覇市教育委員会教育相談課
選定方法	一般公募によるプレゼンテーション	一般公募によるプレゼンテーション	一般公募によるプレゼンテーション	一般公募によるプレゼンテーション	
運営体制	1箇所につき 有給職員 教室長 1名 有給学習支援員等 7名～10名（ボランティア学生等含む）	常勤職員4人、非常勤職員8人 統括、常勤スタッフ、学習支援スタッフ、食育担当など、 学習ボランティア3名	団体によって異なる	団体によって異なる	むぎほ学級支援員（非常勤）を5名配置。※週5日（8:30～15:30）勤務
予算額	47,183千円	16,873千円	20,000千円	13,500千円 1団体 実施月数 × 10万円を上限とする。	17,991千円
事業主管課	保護管理課	保護管理課	保護管理課	保護管理課	教育相談課

沖縄県子ども貧困対策推進交付金にて実施している事業(H28年度：平成28年10月～平成29年3月)

	1	2	3	4
事業名	就学援助の充実を図る事業	給食費に係る補足給付事業	ボランティア団体等中間支援事業	子どもの貧困対策支援事業
事業概要	<p>就学援助を受けている要保護、準要保護世帯に対して、新たに新入学用品費の単価を引き上げ、実費に近い額を支給する。</p> <p>対象者数：約84,000人 新入学学用品費の単価引上げ ・小学生、20,470円を23,000円へ増額 ・中学生、23,550円を37,000円へ増額</p>	<p>児童を本市の幼稚園・こども園に通園させている非課税世帯の給食費の一部を補助する。</p> <p>対象者数：約75人 ・ひとり親世帯及びび在宅障がい者のいる世帯：月額4500円 ・上記以外の市民税非課税世帯：月額2500円</p>	<p>地域で子ども食堂や学習支援を実施しているボランティア団体に対して、自治会や民生委員、PTA、NPO等地域の社会資源や企業、支援員と繋がる機会を提供し、地域で日常的に子どもの見守りや支援ができる環境を整えて地域づくりを促進していく事業</p>	<p>子どもの貧困対策の事業拡大に伴う、非常勤職員の設置：1人</p>
事業費	¥54,707,410	¥1,386,000	¥2,319,000	¥1,260,496
実施担当課	教育委員会 学務課	こども政策課	保護管理課	保護管理課

子どもの支援団体等へのサポート事業

1事業目的

本事業は、子どもの貧困対策のために子ども食堂や学習支援等の活動を実施しているボランティア団体や自治会、NPOなどの支援団体等へのサポートセンターを設置し、人的支援や物的支援を行うと共に支援団体等の実情を把握し、団体が抱えている課題を抽出してその解決を図るためのコーディネートや自治会やNPO、民間事業者等とのネットワークを構築することで、より効果的な子どもの貧困対策のサポートを行っていくことを目的とします。

2事業内容

(1)支援の背景及び支援の意義

支援団体等は、それぞれが主体的かつ自発的に取り組んでおり、自分達の仲間やネットワークを駆使して活動を行っている。今後、安定した活動を継続していくためには、多くの人の支えによって一人ひとりの負担の軽減を図り、やりがいや感謝の気持ち、楽しいと思えるような活動が必要です。

そのためには地域やその他の様々な社会資源とのネットワークを構築して、新たなノウハウや人材の確保・他団体との連携などの支え合う仕組みを作っていく必要があるため、活動団体と目線を合わせて以下のような支援を実施します。

(2)支援内容

①コーディネート及びネットワークの構築

活動している支援団体等の実態を把握し、課題の抽出を行います。

個々の課題に対して、協議して課題解決のための方向性等を整理すると共に地域の自治会や民生委員、NPO等との連携を図ることでノウハウの蓄積や支援の連携を促し、包括的な支援体制が図れるようなコーディネートを行います。

また、それら社会資源の掘り起こしと社会資源同士がネットワークを構築できるような場の設定及び運営を行います。

②人的支援

支援団体等への活動に賛同し、何らかの形で貧困世帯の子どもの支援をしたいと思っている市民への呼び掛けや掘り起こしを行うと共に応募した市民の希望する支援内容や時間等を聞き取り、人材バンクを整えていきます。

また、人材バンクの内容等を支援団体等に発信して、市民と支援団体等の橋渡しを行っていきます。

③物的支援

支援団体等への活動に賛同し、食材や物品等の提供を行いたいと考えている市民や企業等への呼び掛けを行って食材や物品等を集積していきます。

その集積した食材や物品等のリストを作成すると共に支援団体等に発信して、市民と支援団体等の橋渡しを行っていきます。

【平成27年度 生活保護世帯 高校進学及び進路状況報告】

平成28年4月7日付

那覇市

	卒業生総数		高等学校進学者		専修学校進学		就職者数		左記以外の者		高校進学率(%)				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
平成22年度	108	52	56	87	36	51	-	-	-	21	16	5	81.0	65.0	91.0
平成23年度	109	60	49	94	48	46	-	2	-	13	9	4	86.2	81.0	94.0
平成24年度	110	50	60	96	45	51	-	-	-	14	5	9	87.3	90.0	85.0
平成25年度	106	44	62	93	38	55	-	2	-	11	4	7	87.7	86.0	89.0
平成26年度	102	61	41	97	58	39	-	-	-	5	3	2	95.1	95.1	95.0
平成27年度	116	58	58	105	53	52	-	-	-	11	5	6	90.5	91.3	89.6

参考資料

那覇市全体の進学状況

	卒業生総数	高等学校進学者	専修学校進学	就職者数	左記以外の者	高校進学率
平成23年度	3,325	3,189	12	12	112	95.9%
平成24年度	3,161	3,053	26	22	107	96.6%
平成26年度	4,659	4,515	20	24	100	96.9%

【参考】最低生活保障水準の具体的事例(2級地—1)

	標準3人 世帯	夫婦子2人 世帯	母子2人 世帯
	35歳男 35歳女 13歳子	35歳男 35歳女 15歳子 13歳子	35歳女 15歳
	円	円	円
生活扶助	160,080	200,080	118,680
第1類費	111,590	149,880	74,940
第2類費	48,490	50,200	43,740
母子加算	—	—	21,640
障害者加算	—	—	—
重度障害者加算	—	—	—
重度障害者 家族介護料	—	—	—
児童養育加算	10,000	20,000	10,000
小計	170,080	220,080	150,320
教育扶助	8,510	17,020	8,510
住宅扶助	41,800	41,800	41,800
合計	220,390	278,900	200,630

(注)1 上記の額に加えて、医療費などの実費相当が必要に応じて給付される

2 教育扶助は上記の額に加えて、必要に応じ教材代などの実費が支給される。

中学生(全体)の不登校児の割合

	生徒数	不登校児数	割合
H25	9,491	339	3.57%
H26	9,473	334	3.53%
H27	9,320	312	3.35%

うち保護世帯(中学生)の不登校児の割合

	生徒数	不登校児数	割合
H25	313	61	19.49%
H26	308	49	15.91%
H27	295	82	27.80%

補助金事業の目的

全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施することにより、貧困家庭の子供の福祉の増進に資することを目的とする。

（沖縄における子どもの貧困の状況）・・・沖縄県子どもの貧困対策計画より

	沖縄県	全国	備考
生活保護（17歳以下の受給）	4,495人（1.50%）	265,7508人（1.30%）	H26年度数値
就学援助率	19.65%（10位）	15.42%	H25年度数値（ ）内は全国順位
私立保育所（認可）の費用徴収階層	24.88%	14.47%	生活保護と市町村民税非課税の世帯合計割合（H25年）
子どもの相対的貧困率	29.9%	16.3%	H27年11月に県が実施した調査

（沖縄子供の貧困緊急対策事業補助金を活用する事業）

事業の種類	子供の貧困対策支援員事業	子供の居場所の運営支援事業
補助事業内容	地域に出向いて子供の貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、子供の居場所づくりを行うNPO法人等の関係機関との情報共有や、子供を支援につなげるための調整を行う。	子供の居場所において実施する内容（全部又は一部の実施） ・食事の提供や共同での調理 ・生活指導 ・学習支援 ・キャリア形成等支援活動
当課の事業名	小中学校貧困対策支援員配置事業	子ども貧困対策居場所運営支援事業
予算額	59,709千円	17,991千円
支援員	職名：子ども寄添支援員 配置人数：18人（非常勤職員） 勤務形態：週4日勤務（1日7時間30分勤務） 業務：支援員1人当たり平均3校（中1、小2）を担当。 担当校において貧困家庭の児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の置かれた環境に働き掛け、課題の緩和を図るために支援を行う。 支援状況：支援している児童生徒数（11月末現在） 小学校151名 中学校96名 合計247名	職名：むぎほ学級支援員 配置人数：5人（非常勤職員） 勤務形態：週5日勤務（1日6時間勤務） 業務：むぎほ学級（自立支援教室）の児童生徒に対し、アウトリーチ及び送迎支援、体験活動（調理実習、栽培、創作、奉仕、職場体験等）並びに学習支援を行う。 支援状況：支援した児童生徒数（11月末現在） 小学生9名 中学生17名 合計26名

子ども貧困対策居場所運営支援事業 「むぎほ学級」の運営支援事業について

(事業の目的)

不登校等から将来貧困の連鎖に繋がる恐れのある小中学生に対して、様々な体験活動(調理実習、栽培、創作、奉仕等)、相談、学習支援等を行い、学校や社会への適応の促進及び将来の社会的自立・自律に向けた支援等を行うことを目的とする。

(むぎほ学級の対象)

- 準要保護等の貧困家庭の児童生徒で、
- ・不登校児童生徒
 - ・怠学や問題行動等のある児童生徒
 - ・関係機関等からの依頼のあった児童生徒
 - ・その他支援を要すると判断された児童生徒

むぎほ学級での活動日は、
登校扱いになります!

(活動スタイル)

活動日：週に2日～3日程度 1回当り、午前又は午後の3時間程度 活動期間：3ヶ月程度
 活動人数：児童生徒1名に対し、支援員1名(マンツーマンでの支援)
 ※支援経過に応じ、他の児童生徒と一緒に支援することもあります。
 活動場所：むぎほ学級内のほか、屋外や体験施設で活動。自宅へのアウトリーチ及送迎支援を実施。
 ※学校への復帰を促すために、学校での支援も行っています。



調理実習：エビフライ
 生徒自ら積極的に調理・片付けに参加し、様々な調理活動ができました!



合同支援でピザを作りました!



学習 分からない問題について、自ら積極的に質問し、集中して学習に取り組んでいました。

(活動メニュー)

- ・調理体験 ・学習支援
- ・奉仕活動 (公園やビーチの清掃など)
- ・創作体験 (島ぞうりアートなど)
- ・栽培体験 (野菜の苗植え、水やりなど)
- ・レク体験 (各種スポーツやゲームなど)
- ・職場体験 (安謝複合施設など)

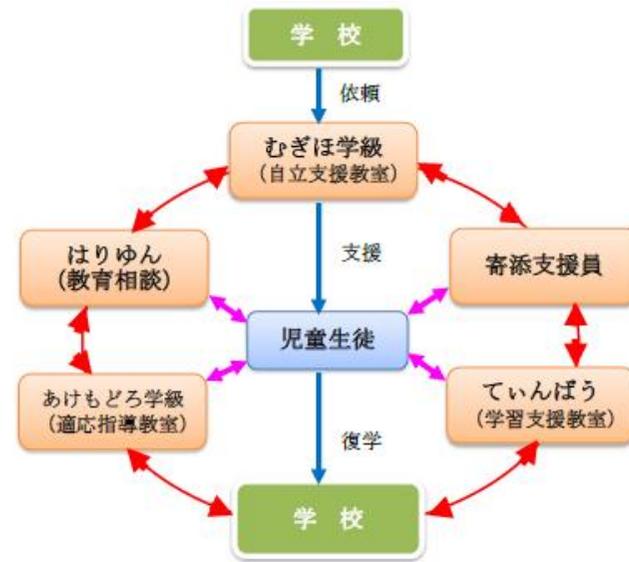


栽培体験 農名にある畑にひまわりの種を植えました。暑い中、作業に取り組み頑張っていました。



みんなでスポーツ活動!

職場体験施設見学
 安謝福祉複合施設内にある、デイサービスセンターで職場体験を行いました。今回、中学2年生の女子生徒が参加しました。



(教育相談課内での連携)

学校からの依頼に基づき、児童生徒へ支援を実施し、学校復帰を目指します。

- ・寄添支援員が児童生徒の家庭に働きかけ、課題の緩和に取り組みます。
- ・「はりゆん」で保護者・児童生徒に対し、心理面からサポートします。
- ・「むぎほ学級」の活動で学校復帰が図られない場合、教育相談課内での連携により、「はりゆん」「ていんぼう」「あけもどろ学級」で継続的な支援を実施します。

小中学校貧困対策支援員配置事業 (子ども寄添支援員の業務について)

(事業の趣旨)

貧困状態が子どもの生活と成長に与える様々な課題（不登校、いじめ、問題行動等）に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識技術を用いて、**児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う**子ども寄添支援員を配置し、子どもの貧困対策に取り組む。

(①実態把握・分析)

学校等関係者からの聞き取りや家庭訪問等により、児童生徒の生活環境を把握し、課題の分析を行います。



(②環境への働き掛け)

家庭の課題の緩和を図るため、児童生徒の家庭（保護者）へ働きかけます。
※対象家庭に必要な支援策を計画し、寄添支援員がそのお手伝いをする事を保護者へ説明し、同意を得ます。

子ども寄添支援員の支援対象世帯

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯又は学校教育法に基づく就学援助制度の対象世帯

(子ども寄添支援員の業務)

- ①貧困家庭（準要保護世帯等）にある児童生徒の実態把握・分析
- ②児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ③児童生徒、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ④学校及び関係機関とのネットワークの構築、連携・調整

(③支援・相談・情報提供)

対象家庭へ支援を実施します。また、保護者や児童生徒等から相談を受けたり、必要な情報の提供を行ったりします。
※就学援助等の諸制度の手続き等を支援しますが、手続きが困難な世帯については、寄添支援員が同行するなど、世帯の状況に応じた対応をします。

(④構築・連携・調整)

寄添支援員のみでの働きで、支援が終了できるケースは稀です。多岐に絡み合った問題を抱えている家庭が多いため、関係機関と連携しながら支援を進めていきます。寄添支援員は普段からネットワークの構築に努めながら、関係機関と連携・調整しながら課題の緩和に取り組みます。

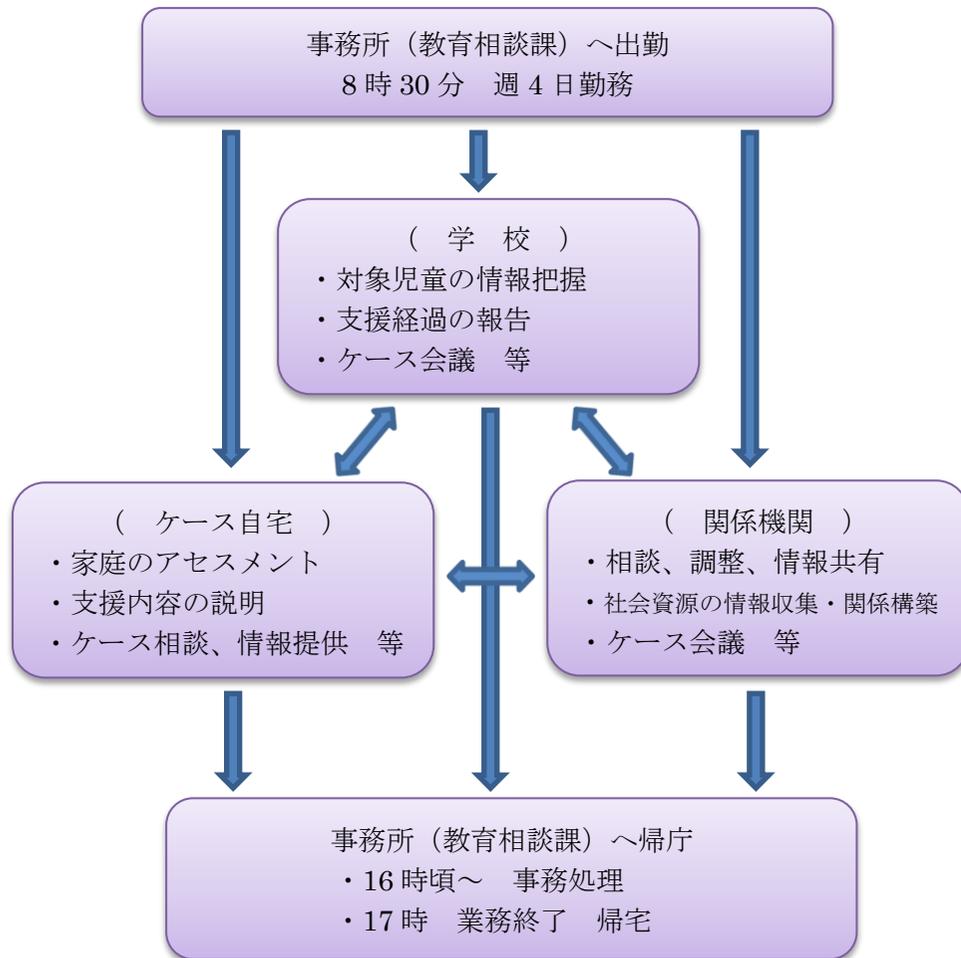
支援の進捗は学校へ適宜報告します。
(口頭での報告になります。)

寄添支援員は、家庭（保護者）へ働き掛け、関係機関と連携して、子どもを支援につなげる調整を行います

- ★学校現場で児童生徒に働きかける教育相談支援員や生徒サポーターとは役割が異なります。
- ★支援対象者との関係性構築が重要であるため、初回アプローチに際しては、担任等による保護者への顔つなぎ等をお願いしています。
- ★子どもの利益を最優先に、学校をはじめ、関係機関と連携して支援にあたります。

小中学校貧困対策支援員配置事業 (子ども寄添支援員の業務について)

子ども寄添支援員 主な行動パターン



子ども寄添支援員の支援の事例

（ 経済的支援 ）

- ・生活保護、年金、就学援助、各種手当等の制度の紹介や申請手続き支援 等

（ 生活支援 ）

- ・障害者自立支援法のヘルパー派遣等、公的制度によるサービス導入の支援
- ・民間サービスの紹介等の支援
- ・放課後等デイサービスなどの公的通所サービスの導入支援 等

（ 就労支援 ）

- ・パーソナルサポートセンターの紹介、窓口への案内、連携 等

（ 精神的支援 ）

- ・ケース相談、「はりゆん」や専門機関（職）の情報提供 等

（ 居場所支援 ）

- ・むぎぼ学級（自立支援教室）、ていんぼう（学習支援室）、学習塾、子ども食堂への案内 等